第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、秋田県由利本荘市下川原中島地内から同市八幡下地内までの左岸延長970ｍの区間及び同市石脇字石ノ花地内から同市川口字下菖蒲崎地内までの右岸延長1,050ｍの区間（以下「本件区間」という。）における「一級河川子吉川水系子吉川改修工事（石脇地区河道掘削）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第２項に規定する指定区間に指定されていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川子吉川水系子吉川（以下「子吉川」という。）は、秋田県と山形県の県境に位置する鳥海山を水源とし、支川の笹子川と合流した後、出羽山地の渓流を集めて秋田県由利本荘市を北西に流下し、支川の鮎川、石沢川、芋川等と合流しながら、本荘平野を貫流して日本海に注ぐ幹川流路延長61㎞、流域面積1,190㎢に及ぶ河川である。

子吉川は、その下流域に由利本荘市の市街地を擁し、治水上重要な河川であるが、その流域の年平均降水量は約1,800㎜に達し、上流部は河床が急勾配である一方、下流部は緩勾配で河道断面積が不足していることなどから、上流部で降った雨が下流部に集まりやすい地形となっており、豪雨による洪水により、たびたび浸水被害が発生している。昭和22年７月には子吉川流域で戦後最大流量の洪水に見舞われたほか、近年では平成10年８月の梅雨前線に伴う豪雨により、全半壊家屋４戸、床上浸水家屋124戸、床下浸水家屋222戸等の甚大な被害が発生している。

子吉川水系の治水対策は、平成16年10月に子吉川水系河川整備基本方針が、平成18年３月に子吉川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、昭和22年７月の戦後最大流量の洪水に対応し、本件区間内の由利橋における目標流量2,800㎥／秒（以下「本件目標流量」という。）を流下させることなどを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、既に堤防が整備されているものの河道が狭小なことから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、本件目標流量を安全に流下させるために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、水害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響に関し、起業者は、低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が、平成24年３月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているカジカ中卵型、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロウオ等が確認されている。オオタカについては、営巣が確認されていないことなどから影響は極めて小さいとされている。カジカ中卵型及びシロウオについては、起業者は専門家の指導助言を受け、汚濁防止フェンスを設置するなど生息環境の保全に配慮しながら工事を実施することとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、現地保存等が必要な遺構等は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、既に堤防が整備されているものの河道が狭小なことから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図ることを主な目的として河道掘削を行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、右岸側の河道掘削案（以下「申請案」という。）と左岸側の河道掘削案の２案による検討が行われている。申請案と左岸側の河道掘削案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が少ないこと、工事量が少なく施工期間が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、既に堤防が整備されているものの河道が狭小なことから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図り、本件目標流量を安全に流下させるため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、由利本荘市長を会長とする子吉川治水期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　秋田県由利本荘市役所

○国土交通省告示第六百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

所谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第二百六十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

三重県津市美杉町石名原

字所	野	七七〇番一	一号
		七五七番	二号
		七六八番	三号
		七六六番一	四号から六号まで